

電気用品適合性検査手数料規則

(目的)

第1条 この規則は、JDD03061「電気用品の検査業務規定」第7条の適合性検査の手数料を定める。

(手数料)

第2条 手数料は、次の表1の左欄の項目及び中欄の区分に応じて、それぞれ右欄の手数料に掲げる金額とする。

表1

項 目	区 分	手数料(消費税を除く。)
1. 製品検査料		表2のとおり。
2. 検査設備確認料(1工場又は1事業場(以下「工場」という。)につき)	(1) 現地確認の場合(備考2)	36,000円(1人1日につき)。なお、現地確認に要する日数が1日を超える場合には、超える半日ごとに18,000円/人を加算する。
	(2) 書面確認の場合	4,000円
	(3) 同一工場から2以上の型式の申し込みが同時になされた場合の特例	1型式分の検査設備確認料のみとする。
3. 発行手数料	(1) 適合証明書又は適合証明書と同等なもの(適合同等証明書)(備考3)	正本: 無料(1通) 副本: 2,000円(1通につき)
	(2) 上記証明書等の追補	
	① 工場の検査設備の現地確認が不要の場合	2,000円(1通につき)
	② 工場の検査設備の現地確認が必要な場合(備考4)	現地確認の場合の検査設備確認料
	(3) 検査成績書(備考5)	9,000円(1通につき)

備考1) 手数料は、1型式当たりの金額を示す。

備考2) 検査設備の現地確認は、原則として1人で実施。また、現地確認に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから検査設備を確認する工場までの往復の移動時間を含む。

備考3) 「適合証明書と同等なもの」とは、電気用品安全法施行規則第13条第1号の書面をいう。

備考4) 工場の検査設備の現地確認が必要なのは、次の場合である。

(1) 場所の移転による工場の住所変更

(2) 申請者が所有する工場の追加

備考5) 検査成績書発行手数料は、申請者が発行を希望したときのみ生じる手数料

表2 製品検査料

種 類	品 目	製品検査料(円)
-----	-----	----------

		(消費税を除く。)	
絶縁電線	1. ゴム絶縁電線	162,000	
	2. 合成樹脂絶縁電線		
	ビニル絶縁電線	149,000	
	ポリエチレン絶縁電線	124,000	
	その他の絶縁電線	138,000	
ケーブル	3. ゴムケーブル		
	クロロプレン外装ケーブル	163,000	
	ゴム絶縁ビニル外装ケーブル	188,000	
	ゴム絶縁ポリエチレン外装ケーブル	172,000	
	ゴム絶縁のその他のケーブル	170,000	
	4. 合成樹脂ケーブル		
	ビニル外装ケーブル	186,000	
	ポリエチレン外装ケーブル	161,000	
	その他のケーブル	148,000	
	コード	ゴム絶縁コード	
5. 丸打ちゴムコード			
6. 袋打ちゴムコード			
7. 単心ゴムコード			
8. より合わせゴムコード			
9. ゴムキャブタイヤコード*			
10. その他のゴムコード		161,000	
その他のもの			
11. 丸打ちビニルコード			
12. 袋打ちビニルコード			
13. 単心ビニルコード			
14. より合わせビニルコード			
15. キャブタイヤコード*			
16. その他のビニルコード			
17. 金糸コード			
18. 単心ポリエチレンコード			
19. その他のポリエチレンコード			
20. 単心ポリオレフィンコード			
21. その他のポリオレフィンコード		159,000	
キャブタイヤケーブル		ゴム外装のキャブタイヤケーブル 22. ゴムキャブタイヤケーブル	184,000

	その他のもの	
	23. ゴム絶縁ビニル外装キャブタイヤケーブル	183,000
	24. ビニルキャブタイヤケーブル	197,000
	25. 耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル	185,000

(旅費等)

第3条 電線総合技術センターの役職員が工場の検査設備の確認又は業務規定第11条により製品検査を行うため申請者の工場に出張したときには、第2条が定める手数料に加えて、申請者は、電線総合技術センターの旅費規則が定める旅費(支度料及び旅券交付手数料は除く。)を、支払わなければならない。

(再検査)

第4条 製品検査又は工場における検査設備の確認に係る再検査(再再検査を含む。以下同じ。)の手数料は、次の表3の左欄に対応する右欄に掲げる金額とする。

表3

1 再検査のために提出された製品検査試料について検査を行ったとき。	再検査のために提出された製品検査試料に係る第2条表2中の種類及び品目の製品検査料
2 工場の検査設備の確認のため再検査をおこなったとき。	第2条表1中の検査設備確認料及び第3条の旅費等の全部又は一部

附則(平成24年3月30日)

1. この規定は、平成24年3月30日から施行する。
2. この規定の施行の際に電線総合技術センターが既に適合性検査の受付をしたものについては、なお従前の例による。

附則(平成24年12月11日)

1. この規定は、平成24年12月28日から施行する。
2. この規定の施行の際に電線総合技術センターが既に適合性検査の受付をしたものについては、なお従前の例による。

附則(平成26年1月1日)

1. この規則は、平成26年1月1日から施行する。